令和６年１０月３０日

お客様　各位

キャッシュカードによるＡＴＭ振込の利用制限について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
昨今の振込め詐欺等の特殊詐欺による被害は道内でも多発しており、『SNS 型投資詐欺』、『SNS 型ロマンス詐欺』、『還付金詐欺』等全世代を狙った「詐欺」が急増しております。

当金庫では、こうした「詐欺」などの被害からお客様をお守りするため、下記の通りキャッシュカードによるATMでの振込み金額を制限させていただきます。

お客様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．内容

	キャッシュカードによるＡＴＭでの振込取引を ２年以上ご利用されていない口座のお客様(個人)	左記以外のお客様すべて (個人・法人)
制限について	キャッシュカードによるＡＴＭでの振込取引ができなくなります。	キャッシュカードによるＡＴＭでの振込限度額は １回あたり　１００万円 １日あたり　２００万円 となります。
制限の解除・変更について	キャッシュカードによるＡＴＭでのお振込みを希望される場合は、お届印・キャッシュカード・本人確認書類（運転免許証等）をお持ちのうえ、口座開設店にお申し出ください。	変更はできません。
制限を開始する日	令和７年１月６日（月曜日）	

なお、キャッシュカードによるお預け入れやお引き出し、および現金によるお振込みは従来どおりご利用いただけます。
ご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせください。

もっと笑顔を、もっと感動を
北空知信用金庫